

集団的自衛権の行使容認によって失われるもの

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所・前教授）

〔以下の論攷は、日本科学者会議の『東京支部つうしん』No.561、2014年7月10日号に掲載されたものです。最後の一段落は私の知らないうちに削除されましたが、復元しておきました。なお、最後に（本稿は「集団的自衛権の行使容認・閣議決定」前に書かれたものである。―編集者）との注記があります。〕

集団的自衛権の行使容認に向けての与党協議で15事例が示された。アメリカへのミサイル発射や朝鮮半島有事などの事例もあるが、そのような場合、同時に攻撃対象となるのは在日米軍基地である。

日本の安全保障からすれば、このような事態を想定すること自体、政府の外交・防衛政策の失敗を意味している。政治家の務めは、そのような事態を避けることに全力を傾注することとでなければならない。

安倍首相の狙いは、このような荒唐無稽な想定で国民を恫喝しつつ中東紛争での多国籍軍型介入や機雷除去作業に自衛隊を参加させたいということであろう。現状ではそれもほとんどありえないが、集団的自衛権の行使容認によって日本が失うものは大きい。そのようなことを認めてはならない。

第1に、憲法9条が否定され「専守防衛」の国是が失われる。9条には「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と書かれており、自衛隊は「自衛のための実力部隊」とされてきた。どう言いつくろってみても、海外での武力行使は「自衛のため」ではなく「専守防衛」に当たらないことは明白である。

第2に、日本の若者の血が流れ、命が失われる可能性が生まれる。戦後69年、自衛隊発足からでも60年。戦闘で自衛隊員が殺されたり殺したりする事例は一つもなかった。9条によって享受されたこのような平和は、集団的自衛権の行使によって失われるだろう。たとえ戦闘参加を目的としない後方支援でも、アフガニスタンに派遣されたドイツ軍の戦死者は55人に上っている。

第3に、日本の国力の源が失われる。戦後の日本は9条を盾にアメリカからの軍事分担保

【論巧】 集团的自衛権の行使容認によって失われるもの

請を値切り、民生分野に力を集中して高度成長をなすとげた。しかし、武器輸出を解禁して戦える軍隊を持つ「普通の国」になれば、経済大国でありながら軍事大国にならないという世界的な実験は失敗に終わり、戦後日本が保持した成長力と平和国家としての外交力は失われてしまう。

そして第4に、これほどの大転換が自民党と公明党の密室協議で実行されようとしている。改憲に等しい国是の転換であるにもかかわらず、国民はもとより、国会議員もほとんど関与することができない。こうして、立憲主義と法治国家としての基盤が失われ、国際的な信頼が損なわれることになるだろう。

もし、集团的自衛権の行使容認が閣議決定されても、それは始まりにすぎない。その後、自衛隊法など関連諸法の改定が続き、やがて国家安全保障基本法の制定が課題となろう。交戦規定や戦死者の扱いについての規定、軍法会議の設置なども必要になる。

こうして、立法などによる実質改憲だけでなく、憲法の条文そのものを変える明文改憲が浮上する。先の通常国会では、そのための改正国民投票法が成立した。安倍首相の暴走を阻止しなければ、やがては平和憲法そのものが失われるにちがいない。

（本稿は「集团的自衛権の行使容認・閣議決定」前に書かれたものである。―編集者）